

平成 18 年 12 月 13 日

西和賀町長 高 橋 繁 様

西和賀町行政改革審議会
会長 為 田 直 助

西和賀町行政改革大綱について（最終答申）

西和賀町行政改革審議会では、平成 18 年 5 月 30 日に貴職より諮問を受けた西和賀町行政改革大綱及び実施計画（集中改革プラン）の策定に関して、9 回にわたり審議会を開催し協議を行ってまいりました。その結果を踏まえ下記のとおり答申いたします。

記

平成 17 年 11 月 1 日に合併をし、新たな町づくりに向けてスタートした西和賀町ですが、新町としての一体性の確保、厳しい財政状況からの脱却、合併時に定めた事務事業等の検証や懸案事項の解決など、多くの課題を抱えております。

行政に対する住民の期待に応え、あるいは不安を払拭するためにも、行財政改革に早急に着手していかなければならないことは誰もが認めるところであり、私たち審議会委員に課せられた責務もまた非常に重要なものと認識しております。

審議会では、短い期間ではありましたが活発な審議を重ね、9 月 14 日に中間答申としての行政改革大綱（素案）を取りまとめました。その後、当局で検討された実施計画（集中改革プラン）の内容も併せて協議をした結果、別紙のとおり「西和賀町行政改革大綱（案）」を審議会の最終答申として報告するものです。

行政改革の目的は、西和賀町における安定した行財政基盤を確立することでありませんが、その結果が将来に希望の持てる町づくりにつながるものでなければ、住民の理解や協力を得ることはできません。そのことを十分に自覚し、職員が一丸となって改革に取り組むことを切に願いたします。

また、一人当たり地方債残高が県内で最高額となっていることなど、町の財政は非常に厳しい状況にあることから、計画期間内の具体的な目標数値として、「実質公債費比率 18% 以下」と「経常収支比率 90% 以下」の達成に向けて最大限の努力を行っていただきたいと思っております。

なお、十分な審議ができなかった事項や大綱に盛り込めなかった事項等について、下記のとおり審議会の付帯意見として提起をしますので、当局においてさらに検討を加えられることを要望いたします。

1 行政改革大綱について

(1) 職員の削減について

実施計画では、平成 22 年度までに職員を 12 人(5.9%)削減する計画であるが、定年退職による自然減だけでは職員の適正化の速度が遅いと思われる。適正な職員数の把握に努めるとともに、退職勧奨制度の活用などにより職員の削減を促進すること。

(2) 職員給与について

公務員の給与構造改革による給与制度の抜本的な見直しを行うというものの、

経常的な経費に占める人件費の割合は大きい。財政の健全化のためには、職員給与をはじめとした人件費の削減に向けて最大限の努力をすること。職員の新陳代謝を図り、職員定数の適正化と人件費の抑制を併せて実行されたい。また、努力した職員が報われるような能力重視の人事制度の早期導入をされたい。

(3) 財源の確保

貴重な自主財源である町税の滞納額が多額に上っていることから、滞納整理に向けた取り組みを強化するとともに、新たな財源の確保についても積極的に取り組むこと。

(4) 行政評価制度の実施

既存の事務事業や補助金等の見直しのためには、行政評価制度を導入し、事業等の費用対効果や成果を検証することが重要となる。導入を早期に実現するとともに、制度の趣旨を職員が十分に理解し、行財政改革の実施に生かすこと。また、評価の制度化に当たっては住民の意見が反映されるような制度となるよう配慮されたい。

(5) 第三セクターの見直し

第三セクターについては、それぞれの法人について詳細な点検評価を実施し、経営の健全化を図るとともに、統廃合や民営化も考慮した方向性を早期に示すこと。また、町の出資比率を減額するなどして経営の自立を促し、町の役割については指導監督を重点的に行う体制に移行すること。

(6) 職員の意識改革

行政改革の成否は、職員の意識改革にかかっているといても過言ではない。職員は強くそのことを自覚し、責任と意欲を持って日常の業務に当たること。また、住民の一人として、地域の活動等にも率先して参加する職員であるよう強く望むものである。

(7) 職員の能力活用

合併により職員数に余裕がある現在の状況を踏まえ、産業振興など重点的に取り組むべき分野に職員を優先的に配置したり、プロジェクトチームを編成したりするなど、職員の能力を町の活性化に十分活用できるよう努力すること。

2 実施計画（集中改革プラン）について

実施計画については、数値目標が明示されていない項目が多く、示されている数値目標も甘いというのが委員会の統一した意見でありました。特に職員数と人件費に関しては、公聴会での意見等でもわかるとおり、住民は厳しい目をもって見ていることを認識し、退職勧奨等による職員適正化の前倒しと、厳しい財政状況に応じた人件費の削減について取り組まれることを要望いたします。

また、実施計画に示された具体的な項目は多岐にわたりますが、行政改革を推進する上ではどれもが重要なものであることから、計画通りの実施はもちろんのこと、職員の努力によりできるだけ前倒しされることを望みます。

3 今後の行政改革審議会の活動について

審議会の2年間の任期中は、行政改革大綱及び実施計画の策定にかかわった委員として、進捗状況等のチェックについても責任を持たなければならないものと認識しております。審議会としては、住民と行政の橋渡し役として行政改革の円滑な実施にむけた助言や提言を行っていきたいと考えておりますので、会議の定期的な開催について配慮されるよう要望いたします。